

# 耐震診断及び診断結果の報告 が必要な建築物一覧

詳しくは各自治体にお問い合わせください。

用途		所管行政府の指導・助言対象建築物の要件 ※	所管行政府の指示対象建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000m <sup>2</sup> 以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	—	—
体育館(一般公共の用に供されるもの)		階数1以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ5,000m <sup>2</sup> 以上
ボーリング場、スケート場、水泳場 その他これらに類する運動施設	病院、診療所	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ5,000m <sup>2</sup> 以上
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場		—	—
	百貨店、マーケット その他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ5,000m <sup>2</sup> 以上
	ホテル、旅館		—	—
	賃貸住宅(共同住宅に限る。)、寄宿舎、下宿		—	—
	事務所		—	—
	老人ホーム、老人短期入所施設、 福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ5,000m <sup>2</sup> 以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ750m <sup>2</sup> 以上	階数2以上かつ1,500m <sup>2</sup> 以上
	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ5,000m <sup>2</sup> 以上
遊技場 公衆浴場 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、 ダンスホールその他これらに類するもの	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗			
	工場(危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物を除く。)		—	—
	車両の停車場又は船舶若しくは 航空機の発着場を構成する建築物で 旅客の乗降又は待合の用に供するもの		—	—
	自動車車庫その他の自動車 又は自転車の停留又は駐車のための施設		階数3以上かつ2,000m <sup>2</sup> 以上	階数3以上かつ5,000m <sup>2</sup> 以上
	保健所、税務署その他 これらに類する公益上必要な建築物		—	—
	危険物の貯蔵場又は 処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を 貯蔵又は処理するすべての建築物	500m <sup>2</sup> 以上	階数1以上かつ5,000m <sup>2</sup> 以上(敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に 限る)
	避難路沿道建築物	耐震改修促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)	左と同じ	耐震改修促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物(道路幅員が12m以下の場合は6m超)
防災拠点である建築物		—	—	耐震改修促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を 確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の 建築物

※ 上記のほか、今回、マンションを含む住宅や小規模建築物についても所管行政府の指導・助言対象となりました。